

武藏鎧 (むさしあぶみ) より

淺井 了意

爰に籠屋(ろうや)の奉行をば、石出帯刀(いし
でたてわき)と申す。しきりに猛火もえ来り「明
暦三年正月大火」既に籠屋に近付しかば、帯
刀即ち科人(とがにん)共に申さるゝは、汝等
今は焼殺されん事疑なし、誠に不憫の事なり。
爰にて殺さんも無惨なれば、暫く許し放つべ
し。足に任せて、何処たりとも逃げ行き随分
命を助かり火も静りたらば、一人も残らず下
谷のれんけい寺へ来るべし。此義理を違へず
参りたらば、我身に替ても汝が命を申助くべ
し。若し又此約束を違へて参らざる者は、雲
の原までも探し出し其身の事は申すに及ば
ず、一門迄も成敗すべしとありて、即ち籠の
戸を開き數百の科人を許し出して放されけ
り。科人共は手を令せ涙を流し、かゝる御惠
みこそありがたけれとて、思々に逃げ行きけ
るが、火静りて後約束の如く皆下谷に集りけ
り。帯刀大いに喜び、汝等誠に義あり、たと
ひ重罪なればとて義を守る者をば如何でか殺
すべきやとて、此趣を御家老方へ申上げて科
人を許し給ひけり。道ある御代のしるし直な
る政事、上に正しければあまたの科人ども義
を守りて命を助けられけることありがたけ
れ。此事を聞く者皆いふ、帯刀に情けあり、
科人にまた義あり、御老中に仁ありて命を助
け給へり。